

第11号議案

文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取について

上記の議案を提出する。

令和8年1月28日

提 出 者 文 京 区 教 育 委 員 会

教 育 長 丹 羽 恵 玲 奈

文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年十二月文京区
条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表中「第二条関係」を「第二条、第五条関係」に、「二五五、六〇〇円」を「二六五、三〇〇円」に、「二
三五、八〇〇円」を「二四四、七〇〇円」に、「二九五、四〇〇円」を「三〇六、六〇〇円」に、「五、〇〇〇
円」を「五、二〇〇円」に、「一四七、六〇〇円」を「一五三、二〇〇円」に改める。

付 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

別表（第二条、第五条関係）

改正後（案）

区分	報酬の額	旅費の額
教育委員会教育長職務代理者	月額 二六五、三〇〇円	職員の旅費に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十六号）中指定職の職務にある者相当額
教育委員会委員	月額 二四四、七〇〇円	右に同じ
選挙管理委員会委員長	月額 三〇六、六〇〇円	右に同じ
選挙管理委員会委員長職務代理者	月額 二六五、三〇〇円	右に同じ
選挙管理委員会委員	月額 二四四、七〇〇円	右に同じ
選挙管理委員会補充員	日額 五、二〇〇円	右に同じ
識見監査委員	月額 三〇六、六〇〇円	右に同じ
議員選出監査委員	月額 一五三、二〇〇円	右に同じ

現行

区分	報酬の額	旅費の額
教育委員会教育長職務代理者	月額 二五五、六〇〇円	職員の旅費に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十六号）中指定職の職務にある者相当額
教育委員会委員	月額 二三五、八〇〇円	右に同じ
選挙管理委員会委員長	月額 二九五、四〇〇円	右に同じ
選挙管理委員会委員長職務代理者	月額 二五五、六〇〇円	右に同じ
選挙管理委員会委員	月額 二三五、八〇〇円	右に同じ
選挙管理委員会補充員	日額 五、〇〇〇円	右に同じ
識見監査委員	月額 二九五、四〇〇円	右に同じ
議員選出監査委員	月額 一四七、六〇〇円	右に同じ